

唐津市国民保護計画 概要版（案）

令和 6 年 1 2 月 4 日
唐津市

目次

I	総論	P. 2
II	平素からの備えや予防	P. 1 1
III	武力攻撃事態等への対処	P. 1 6
IV	復旧等	P. 3 1
V	緊急対処事態への対処	P. 3 3
VI	資料編	P. 3 5

I 総論

国民保護とは

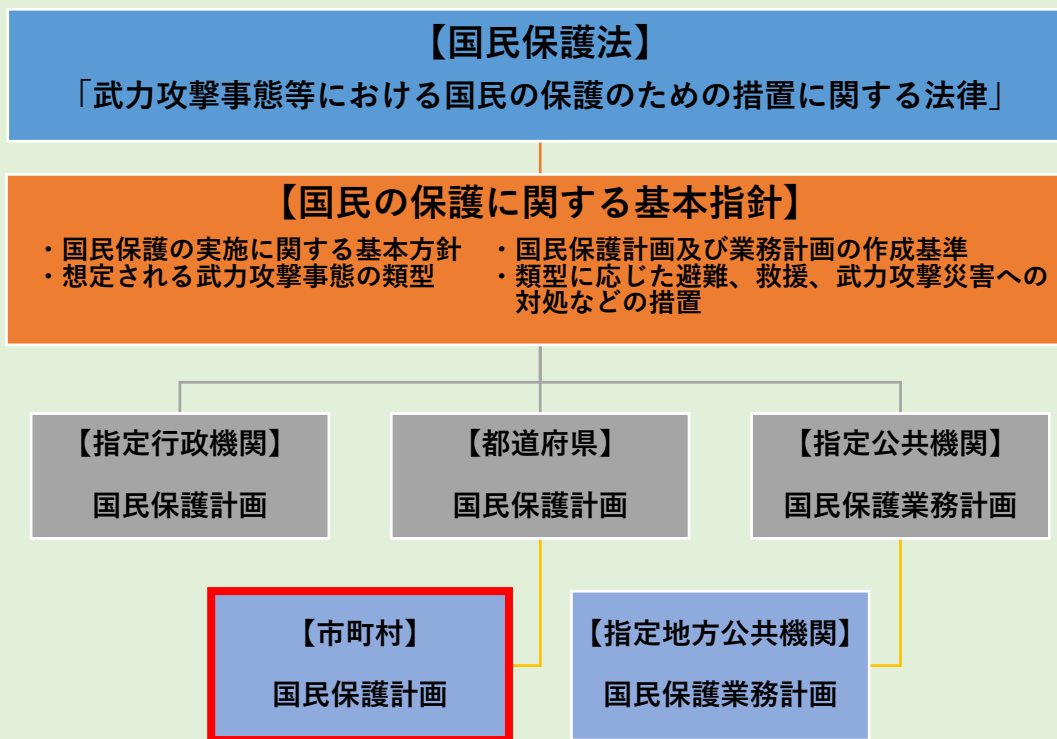


- **国民保護法**は、正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、武力攻撃事態等において、**武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小**にするための、国・地方公共団体等の責務、「避難」・「救援」・「武力攻撃災害への対処」等の措置が規定されています。

ポイント

1. 武力攻撃事態等において、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的としています。
2. 武力攻撃事態等における国、地方公共団体、指定公共機関等の責務や役割分担を明確にし、国の方針の下で、国全体として万全の措置を講ずることができるようにしています。
3. 住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置について、その具体的な内容を定めています。
4. 緊急対処事態においても、武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置（緊急対処保護措置）を実施することとしています。
5. 国民の保護のための措置を実施するにあたっては、国民の基本的人権の尊重に十分な配慮がなされます。

計画の位置付け



唐津市国民保護計画の目的等



➤ 唐津市国民保護計画（以下、「市計画」という。）の目的【はじめに】

市が国民保護のための措置すべき事項及び県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等との連携事項並びに市民が協力すべき事項と、これらに関する業務等の大綱を定め、**国民の保護に関する措置の総合的、かつ、計画的推進を図るためのものです。**

また、国民保護措置を的確、迅速に実施し、**市の全機能を有効に発揮して住民の生命、身体及び財産を保護するという責務**を遂行するために定めたものです。

➤ 市の責務【1編1ページ】

市は、武力攻撃事態等が発生した場合、市民の生命、身体及び財産を保護するために、**市民等の安全な避難・救援を的確かつ迅速な手段等により行い、武力攻撃災害による被害を最小限に抑える**任務を担うことになる。

市計画に定める事項【1編1～2ページ】

市計画においては、本市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項等について、次に掲げる事項について定める。

1. 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
2. 市が実施する国民保護措置に関する事項
3. 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
4. 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
5. 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
6. その他市長が必要と認める事項

市計画の構成【1編2ページ】

市計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

国民保護措置に関する基本方針



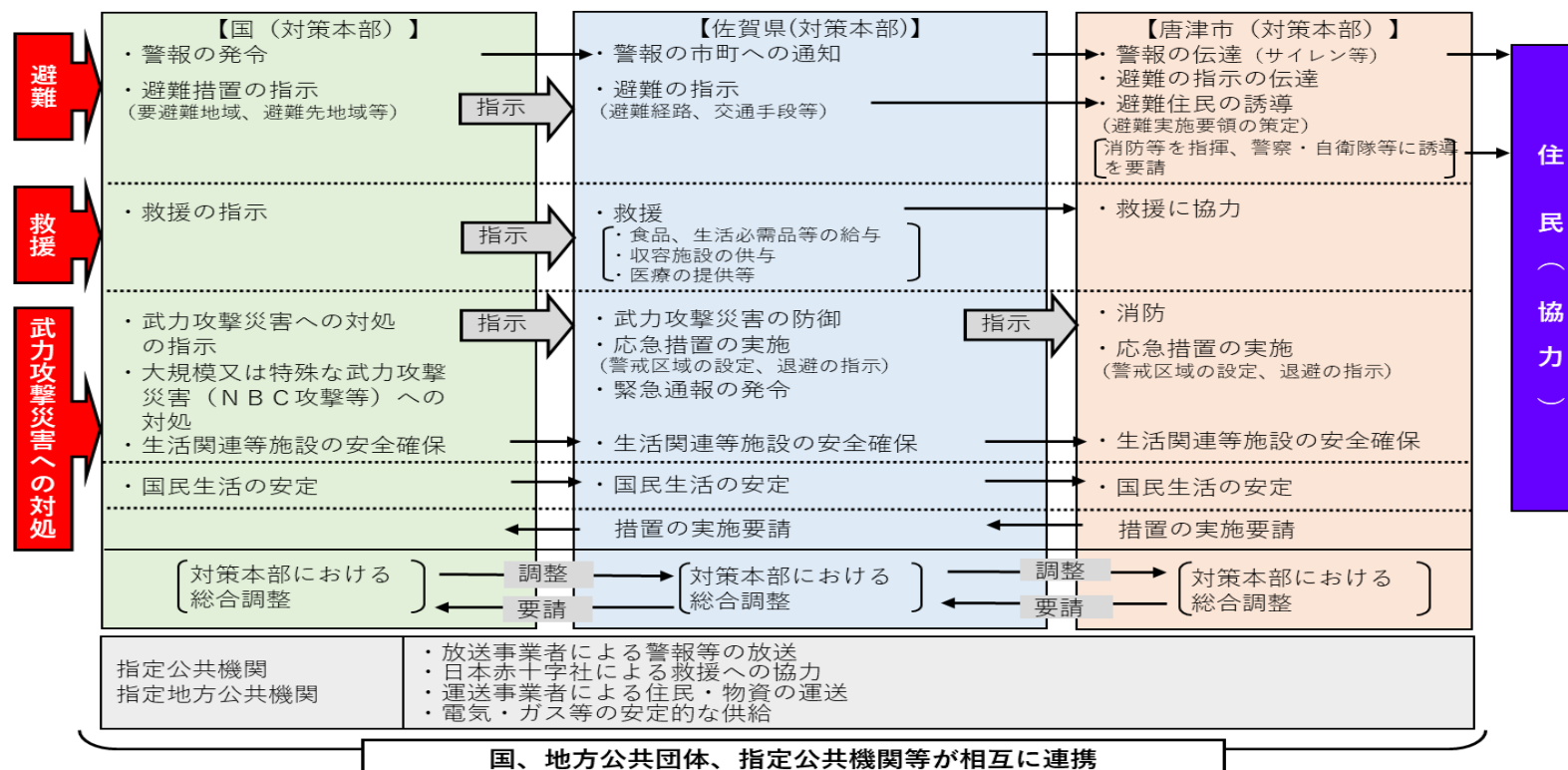
➤ 市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、特に留意すべき事項について、以下のとおり、**国民保護措置に関する基本方針**として定める。【1編5～6ページ】

- 基本的人権の尊重（法第5条）
- 国民の権利利益の迅速な救済（法第6条）
- 国民に対する情報提供（法第8条）
- 関係機関相互の連携協力の確保（法第3条第4項）
- 国民の協力（法第4条）
- 高齢者、障がい者(児)等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法第9条）
- 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重（法第7条第2項）
- 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法第22条）

関係機関の事務又は業務の大綱等



国民保護措置の仕組み【1編7ページ】



➤ 国民保護措置について、各機関等が行う業務について【1編8～13ページ】

- ・ 市が行う業務
- ・ 県が行う業務
- ・ 指定地方行政機関が行う業務
- ・ 指定公共機関が行う業務
- ・ 指定地方公共機関が行う業務

➤ 関係行政対策本部の連絡先【1編14ページ】

- ・ 指定行政機関等の連絡先は資料編に一括して整理

唐津市の地理的、社会的特徴



➤ 地形・気候・人口など【1編15～16ページ】

・地形

本市は、佐賀市の北西部に位置し、東部は福岡県、西部は伊万里湾を経て長崎県と、南部は多久、武雄、伊万里の各市に接し、北部は玄界灘に面した地域である。

・気候

気候は、日本海型気候に属し、年平均気温は16℃～17℃、年間降水量1,940mm程度で、冬期における降水量は少なく、6～8月にかけての降水量は多く、899mm程度。

・人口分布

人口は、44,192世帯、117,373人（令和2年国勢調査）であり、向島、馬渡島、松島、加唐島、小川島、神集島、高島が、唐津市の海岸から数km離隔した所に散在し、それぞれ住民が住居している。

➤ 社会的特徴【1編16～19ページ】

・道路の位置等

道路網は、国道202号及び西九州自動車道が福岡市から、本地域内を通り伊万里市へ、国道203号は佐賀市へ、国道204号が東松浦半島を通り伊万里市へと通じており、国道323号は、浜玉町から大和町（佐賀市）へ至り国道263号に接続し、北は福岡市へ、南は佐賀市へと通じている。

唐津市の地理的、社会的特徴



➤ 社会的特徴【1編16～19ページ】

・鉄道の位置等

J R 筑肥線が海岸沿いに福岡市まで、松浦川沿いに伊万里市まで通じ、また J R 唐津線が佐賀市まで通じている。

・空港の位置等

市内にヘリポートは離島を含め数か所散在する。また佐賀市南部に 2,000m の滑走路を有し、中型ジェット旅客機までの離着陸が可能である県営佐賀空港がある。

・港湾等

中央北側地区に唐津港がある。前面に点在する大島、高島等により静穏な泊地を形成し天然の良港を形成しており、県が港湾管理者となり、重要港湾に指定され、物流の拠点として重要な役割を果たしている。市の北西部にかけて広がる海岸線は、リアス式地形に恵まれた呼子港、星賀港等天然の良港がある。

・自衛隊施設等

陸上自衛隊は佐賀県東部の神埼郡吉野ヶ里町に陸上自衛隊日達原駐屯地があり、九州補給処、西部方面後方支援隊及び第 3 2 1 基地通信中隊が配備されている。また、航空部隊として、第 1 戦闘ヘリコプター隊、西部方面ヘリコプター隊及び第 4 飛行隊が配備されている。

海上自衛隊は長崎県佐世保市平瀬町に海上自衛隊佐世保地方総監部が設置されている。航空自衛隊は福岡県春日市に航空自衛隊春日基地があり、西部航空方面隊司令部が設置され、福岡空港内に航空救難団春日ヘリコプター空輸隊が配備されており、脊振山山頂に西部航空警戒管制団第 4 3 警戒隊が設置されている。

唐津市の地理的、社会的特徴



➤ 社会的特徴【1編16～19ページ】

・原子力発電所

九州電力株式会社玄海原子力発電所が、玄海町にあり、1～4号機の計4基の加圧水型軽水炉と呼ばれる原子炉が立地している。原子力災害対策重点区域の予防的防護措置を準備する区域（PAZ）には、肥前町、鎮西町、呼子町の一部が含まれる。緊急防護措置を準備する区（UPZ）には、唐津市の全域（PAZを除く）が含まれる。

・石油コンビナート等関連施設

大島地区の石油油槽所等の大型タンク、神田西浦に唐津ガス株式会社のガス貯蔵施設が設置されている。

※石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令改正により、石油コンビナート関連施設指定が解除された。

・ダム

市内には巖木ダム、伊岐佐ダム、平木場ダム等があり、また220か所の防災重点農業用ため池がある。

市国民保護計画が対象とする事態



➤ 武力攻撃事態【1編20ページ及び資料編（避難パターン等）】

以下に掲げる4種類の事態を対象とする。

ア 着上陸侵攻	イ ゲリラや特殊部隊による攻撃
ウ 弾道ミサイル攻撃	エ 航空攻撃

➤ 緊急処理事態【1編20～21ページ及び資料編（避難パターン等）】

以下に掲げる事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類 ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃事態 ア) 原子力発電施設等の破壊 イ) 石油タンク、都市ガス貯蔵施設等の爆破等 イ 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃事態 大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破等	(2) 攻撃手段による分類 ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃事態 ア) ダーティボム（放射性物質混入爆弾）等の爆発による放射能拡散 イ) 炭素菌等生物剤の航空機等による大量散布 ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 エ) 水源地に対する毒素等の混入等 イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ等
--	---

Ⅱ 平素からの備えや予防

組織・体制の整備等



➤ 市における組織・体制の整備【2編22～34ページ】

- ・各部等で平素の業務
- ・市職員の参集基準等
- ・消防機関の体制
- ・国民の権利利益の救済に係る手続き等

➤ 関係機関等との連携体制の整備【2編35～37ページ】

- ・基本的な考え方（地域防災計画に基づく連携体制の活用など）
- ・県との連携
- ・近接市町との連携
- ・指定公共機関等との連携
- ・広域応援体制の整備
- ・ボランティア団体等に対する支援

➤ 通信体制の整備【2編38ページ及び資料編（防災情報の提供に関するシステム イメージ図）】

- ・非常通信体制の整備
- ・非常通信体制の確保

➤ 情報収集・提供等の体制整備【2編39～42ページ】

- ・基本的な考え方（情報を収集又は整理し、提供するための体制の整備）
- ・警報等の伝達に必要な準備など（伝達体制及びシステムの整備など）
- ・安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

➤ 研修及び訓練【2編43ページ】

- ・研修（県、国の講習など）
- ・訓練（近接市町、県、国との共同訓練など）

【補足】 Jアラート及びEm-Netについて

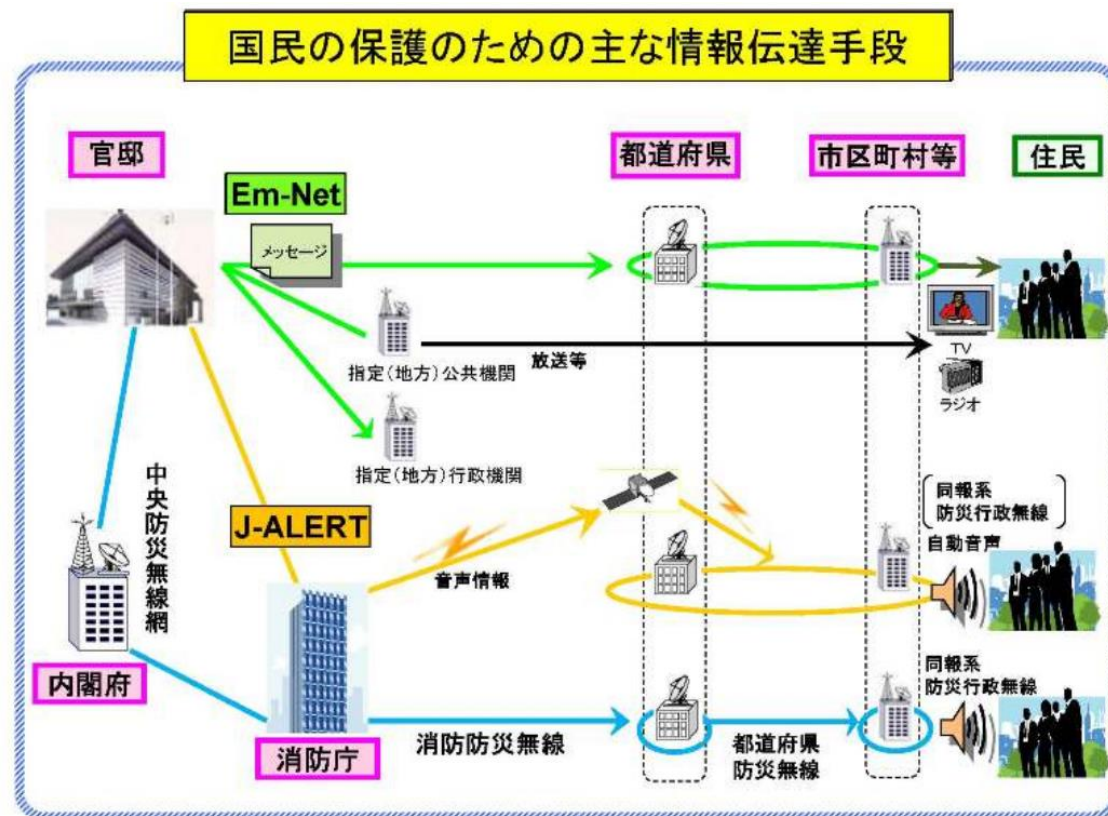


➤ 全国瞬時警報システム（Jアラート）の概要

- 全国瞬時警報システム（Jアラート）とは、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステム

➤ Em-Net（エムネット）の概要

- エムネットとは、官邸から関係機関に、緊急情報（弾道ミサイル等国民保護情報）を迅速に伝達するための一斉送信システムのこと



避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え



➤ 避難【2編45ページ】

- ・基礎的資料の準備
- ・隣接する市町との連携の確保
- ・高齢者、障がい者（児）等避難行動要支援者への配慮
- ・民間事業者からの協力の確保
- ・学校や事業所との連携

➤ 避難実施要領のパターン作成【2編46ページ及び資料編（避難パターン等）】

- ・複数の避難パターンを作成

➤ 救援に関する基本的事項【2編46～47ページ】

- ・県との調整
- ・基礎的資料の準備等

➤ 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等【2編47ページ】

- ・運送事業者の輸送力、輸送施設に関する情報の把握
- ・運送経路の把握等
- ・離島における住民の避難の体制整備

➤ 避難施設の指定への協力【2編48ページ】

- ・必要な情報を県に提供し、協力
- ・県が指定した避難施設を共有して、県と連携して市民に周知

➤ 生活関連等施設の把握等【2編48～49ページ】

- ・生活関連等施設の把握
- ・市が管理する公共施設等における警戒

物資及び資材の備蓄、整備及び国民保護に関する啓発



➤ 市における備蓄【2編50ページ】

- ・ 防災のための備蓄との関係（原則として、防災のための備蓄と兼ねる）
- ・ 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

➤ 市が管理する施設等の整備及び点検等【2編50ページ】

- ・ 施設及び設備の整備及び点検
- ・ ライフライン施設の機能の確保
- ・ 復旧のための各種資料等の整備等

➤ 情報収集・提供等の体制整備【2編50～51ページ】

- ・ 基本的な考え方（情報を収集又は整理し、提供するための体制の整備）
- ・ 留意事項（障害発生を想定、また自然災害時において確保している通信手段の活用等）
- ・ 警報等の伝達に必要な準備など（伝達体制及びシステムの整備など）

➤ 国民保護に関する啓発【2編52ページ】

- ・ 国民保護措置に関する啓発（啓発の方法、防災に関する啓発と連携、学校での教育）
- ・ 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

III 武力攻撃事態等への対処

初動連携体制の迅速な確立及び初動措置、 市対策本部の設置等及び通信の確保



➤ 事態認定前における緊急事態情報連絡室【3編53～54ページ】

- ・ 設置基準 ・ 設置目的 ・ 設置場所 ・ 主要活動内容 ・ 所掌事務等 ・ 配備要員
- ・ 対策本部への移行

➤ 事態認定前における緊急事態警戒本部【3編55～56ページ】

- ・ 設置基準 ・ 設置目的 ・ 設置場所 ・ 主要活動内容 ・ 所掌事務等 ・ 配備要員
- ・ 緊急事態警戒本部会議 ・ 対策本部への移行

➤ 事態認定前における緊急事態対策本部【3編57～59ページ】

- ・ 設置基準 ・ 設置目的 ・ 設置場所 ・ 主要活動内容 ・ 所掌事務等 ・ 配備要員
- ・ 緊急事態対策本部会議 ・ 国民保護対策本部への移行

➤ 市対策本部の設置等【3編60～67ページ】

- ・ 市対策本部の設置の手順等 ・ 指定の要請等 ・ 法に基づく所要の措置など必要な調整
- ・ 市対策本部の組織構成及び分掌事務 ・ 市現地対策本部の設置 ・ 現地調整所の設置
- ・ 市対策本部長の権限 ・ 市対策本部の廃止

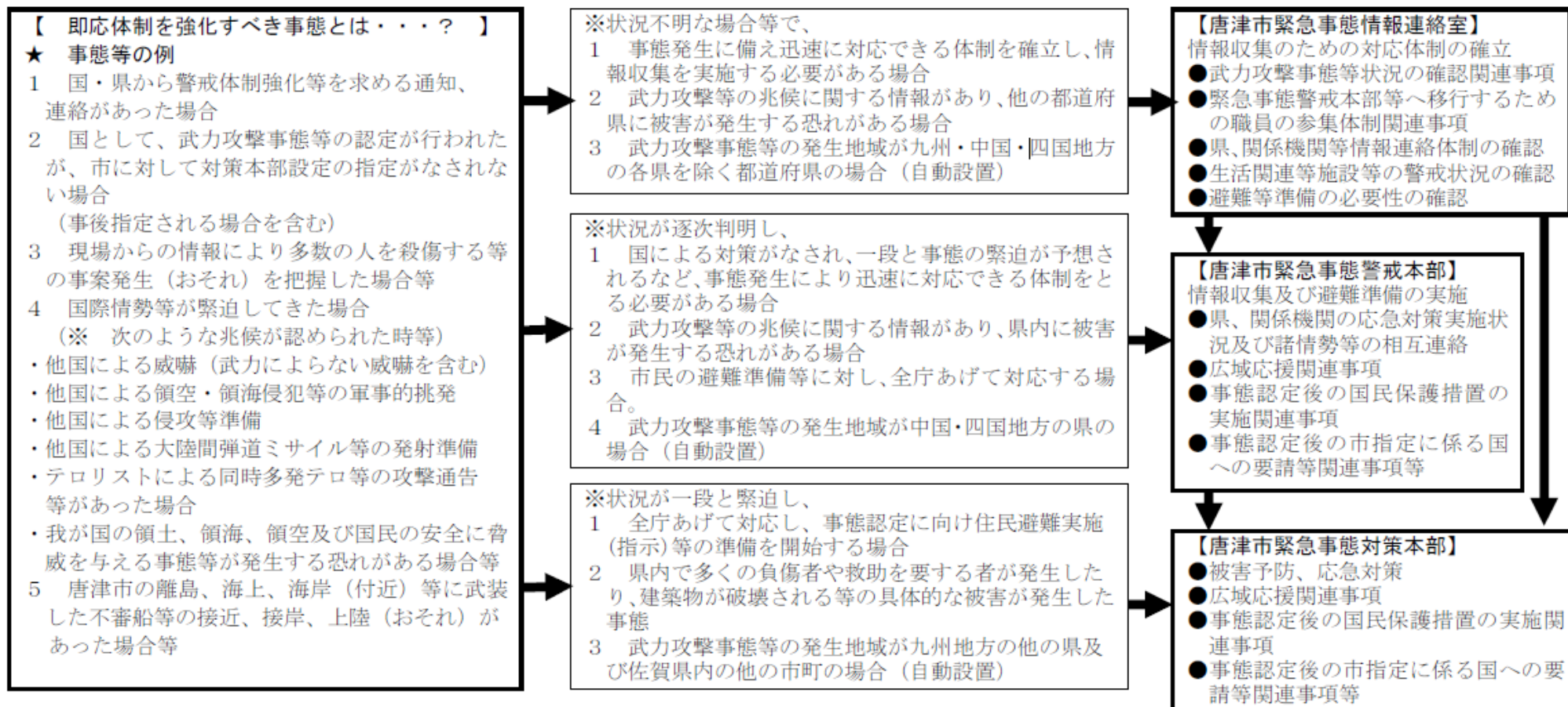
➤ 通信の確保【3編71ページ】

- ・ 情報通信手段の確保 ・ 機能確認 ・ 通信輻輳による生じる混信等の対策

体制の確立及び措置



国が、唐津市に対し事態認定をしていない場合の唐津市の対応 (概要) (他の都道府県に対し事態認定がなされている場合も含む)【3編72ページ】



※災害対策基本法で定められている災害とは、自然災害及び大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等をいい、事態認定に至らないような小規模なテロリズムや、原因不明の突発的な多数の死傷者の発生事案の場合等は、災害対策基本法が適用されることもありえる。

体制の確立及び措置



国が、唐津市に対し事態認定をした場合の唐津市の対応（概要）【3編73ページ】

【認定される事態とは】（武力攻撃事態対処法）

・次に示す事態等において、国が国民保護対策本部を設置すべき市として唐津市を指定した場合

1 武力攻撃事態等の場合

(1) 武力攻撃事態の場合

- 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

(2) 武力攻撃予測事態の場合

- 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

2 緊急処理事態の場合

- 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む）で国家として緊急に対処することが必要なもの。

【唐津市国民保護対策本部】

（法第27条）

★市の区域に係る国民保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

- 1 国、県、関係機関との連携
- 2 国民保護計画等による国民保護措置の迅速な実施

【唐津市国民保護現地対策本部】

- 対策本部の事務の一部を行う
- ※状況により設置

《参考》

※国は、武力攻撃事態等に至り「対処基本方針」の中に国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び市の指定等を定め、閣議決定する。

（法第25条）

※都道府県知事及び市町村長は、国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び市町村として指定するよう要請することができる。

（法第26条）

体制の確立及び措置



国民保護措置のための市の活動体制【3編74ページ】

事態認定 名称		事 態 認 定 前			事 態 認 定 後
		緊急事態情報連絡室	緊急事態警戒本部	緊急事態対策本部	国民保護対策本部
本部 設置 基準		次に掲げる事態に、危機管理防災課長が必要と認める場合 1 状況不明な場合等で事態発生に備え迅速に対応できる体制を確立し、情報収集を実施する必要がある場合 2 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、他の都道府県に被害が発生するおそれがある場合 3 他の都道府県（九州・中国・四国地方の各県を除く）に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた場合（自動設置） 4 その他、危機管理防災課長が設置の必要があると認める場合	次に掲げる事態に、総務部長が必要と認める場合 1 状況が逐次判明し、国による対策がなされ、一段と事態の緊迫が予想されるなど事態発生に、より迅速に対応できる体制をとる必要がある場合 2 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、県内に被害が発生するおそれがある場合 3 市民の避難準備等に対し、全庁あげて対応する場合 4 中国・四国地方の各県に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた場合（自動設置） 5 その他、総務部長が設置の必要があると認める場合	次に掲げる事態に、市長が必要と認める場合 1 状況が一段と緊迫し、全庁あげて対応し、事態認定に向け住民避難実施（指示）等の準備を開始する場合 2 市・県内で多くの負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合 3 九州地方の他の県及び県内の他の市町に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた場合（自動設置） 4 その他、市長が設置の必要があると認める場合	国の事態認定後、内閣総理大臣から国民保護対策本部を設置すべき旨の通知を受けた場合
本部 設置 目的		1 迅速な災害対処に備えるための情報収集 2 県等関係機関との連絡調整 3 武力攻撃予想等に基づく適切な措置の実施	1 迅速な災害対処に備えるための情報収集 2 県等関係機関との連絡調整 3 武力攻撃予想等に基づく適切な措置の実施	1 迅速な災害対処 2 情報収集及び県・国等関係機関との連絡調整 3 武力攻撃等に対する適切な措置の実施	国・県及び関係機関等と一体となった武力攻撃等に対する迅速な国民保護措置の実施
設置 場所		災害対策本部（災害情報連絡室）	災害対策本部（災害情報連絡室）	災害対策本部（災害情報連絡室）	災害対策本部（災害情報連絡室）
発令者		危機管理防災課長（不在時危機管理防災係長）	総務部長（不在時総務副部長）	市長（不在時、秀明副市長、行人副市長、教育長、総務部長（優先順））	市長（不在時、秀明副市長、行人副市長、教育長、総務部長（優先順））
組織 の 構成	長	危機管理防災課長（不在時危機管理防災係長）	総務部長（不在時総務副部長）	市長（不在時、秀明副市長、行人副市長、教育長、総務部長（優先順））	市長（不在時、秀明副市長、行人副市長、教育長、総務部長（優先順））
	構成員の 基準	●地域防災計画第2編第3章第1節活動体制の「配備体制の基準」で定められた、災害情報連絡室（第1警戒）と同様	●地域防災計画第2編第3章第1節活動体制の「配備体制の基準」で定められた、災害警戒本部と同様	●地域防災計画第2編第3章第1節活動体制の「配備体制の基準」で定められた、災害対策本部と同様	●地域防災計画第2編第3章第1節活動体制の「配備体制の基準」で定められた、災害対策本部と同様
主要 活動 内容		1 情報収集 ・武力攻撃等の兆候に関する情報 ・被害発生のおそれに関する情報 ・政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた他の都道府県（九州・中国・四国地方の各県を除く）の状況 2 連絡調整 ・県及び関係機関等との連絡調整 3 緊急事態情報連絡室長が命じた事項等	1 情報収集 ・武力攻撃等の兆候に関する事項 ・被害発生のおそれに関する情報 ・対策本部を設置すべき旨の通知が行われた中国・四国地方の状況 2 警報の発令、住民避難、誘導等の準備に関する事項 3 連絡調整 ・県及び関係機関等との連絡調整 4 緊急事態警戒本部長が命じた事項	1 被災者の救難、救助、保護 2 国、県、関係機関との連携 3 情報収集 ・武力攻撃等状況 ・武力攻撃等災害状況 特に、住民の被災安否情報、施設等損壊の状況及び避難に関する情報 ・県庁、関係機関等の緊急事態対策活動状況 4 警報の発令、住民避難、誘導の準備に関する事項 5 県及び関係機関等との連絡調整 6 緊急事態対策本部長が命じた事項	1 国、県、関係機関との連携 2 国民保護計画等による国民保護措置の迅速な実施 3 国民保護対策本部長が命じた事項
備 考		※ 各対策本部の勤務要領等の細部は、「国民保護対策本部勤務要領マニュアル」による。			

関係機関相互の連携



➤ 国、県の対策本部等との連携【3編 75ページ】

- ・国、県の対策本部との連携
- ・国、県の現地

➤ 知事、指定行政機関の長等への措置要請等【3編 75ページ】

- ・知事等への措置要請
- ・知事に対する指定行政機関等の長等への措置要請

➤ 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等【3編 75ページ】

- ・知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請（国民保護等派遣）の求めなど

➤ 他の市町長等への応援の要求、事務の委託【3編 76～77ページ】

- ・他の市町長等への応援の要求
- ・県への応援の要求
- ・事務の一部の委託

➤ 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請【3編 77ページ】

- ・他の市町長等への応援の要求
- ・県への応援の要求
- ・事務の一部の委託

➤ 市の行う応援等【3編 77ページ】

- ・他の市町長等への応援の要求
- ・県への応援の要求
- ・事務の一部の委託

➤ ボランティア団体等に対する支援等【3編 77ページ】

- ・自主防災組織等に対する支援
- ・ボランティア活動への支援等
- ・民間からの救援物資の受入れ

➤ 住民への協力要請【3編 78ページ】

- ・必要があると認める場合は、安全の確保に十分配慮して、必要な援助の協力を要請

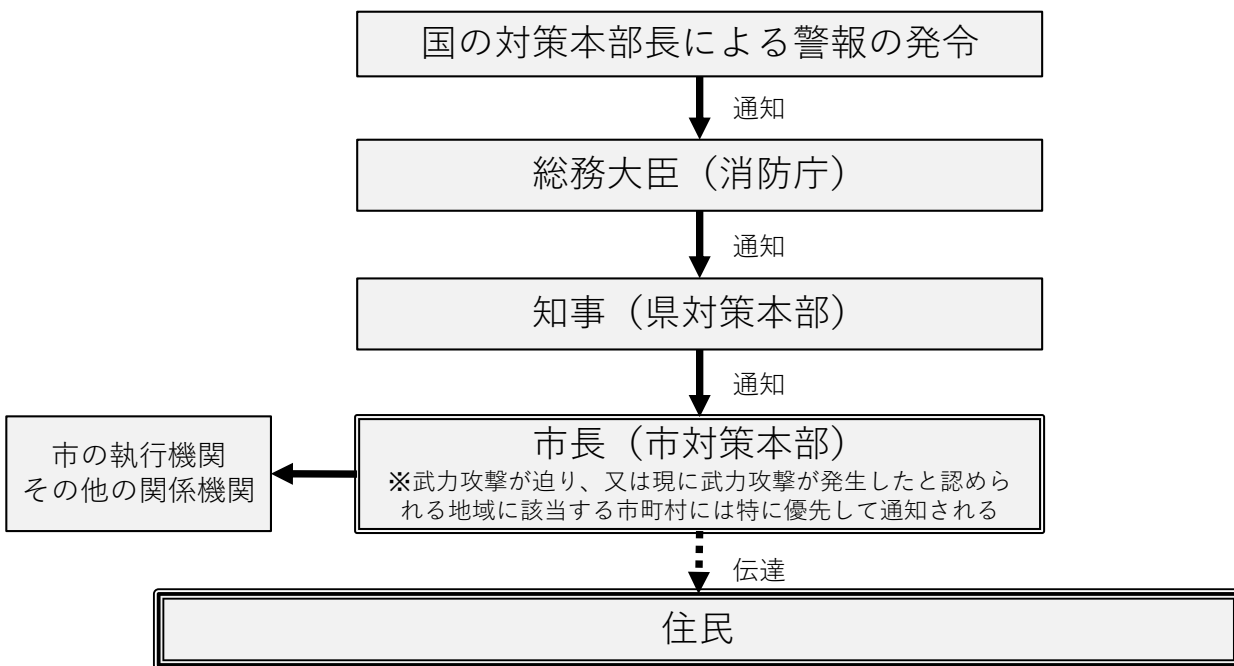
警報及び避難の指示等



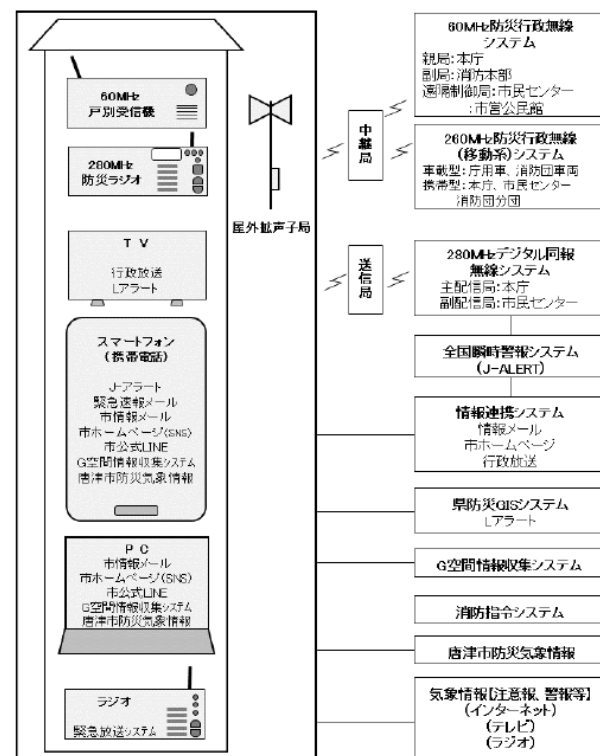
➤ 警報の伝達等【3編79ページ】

- ・ 警報の内容の伝達及び通知
- ・ 警報の内容の伝達方法
- ・ 緊急通報の伝達及び通知

関係機関への警報の通知・伝達経路(3編 79ページ)



防災情報の提供に関するシステム イメージ図(資料編)



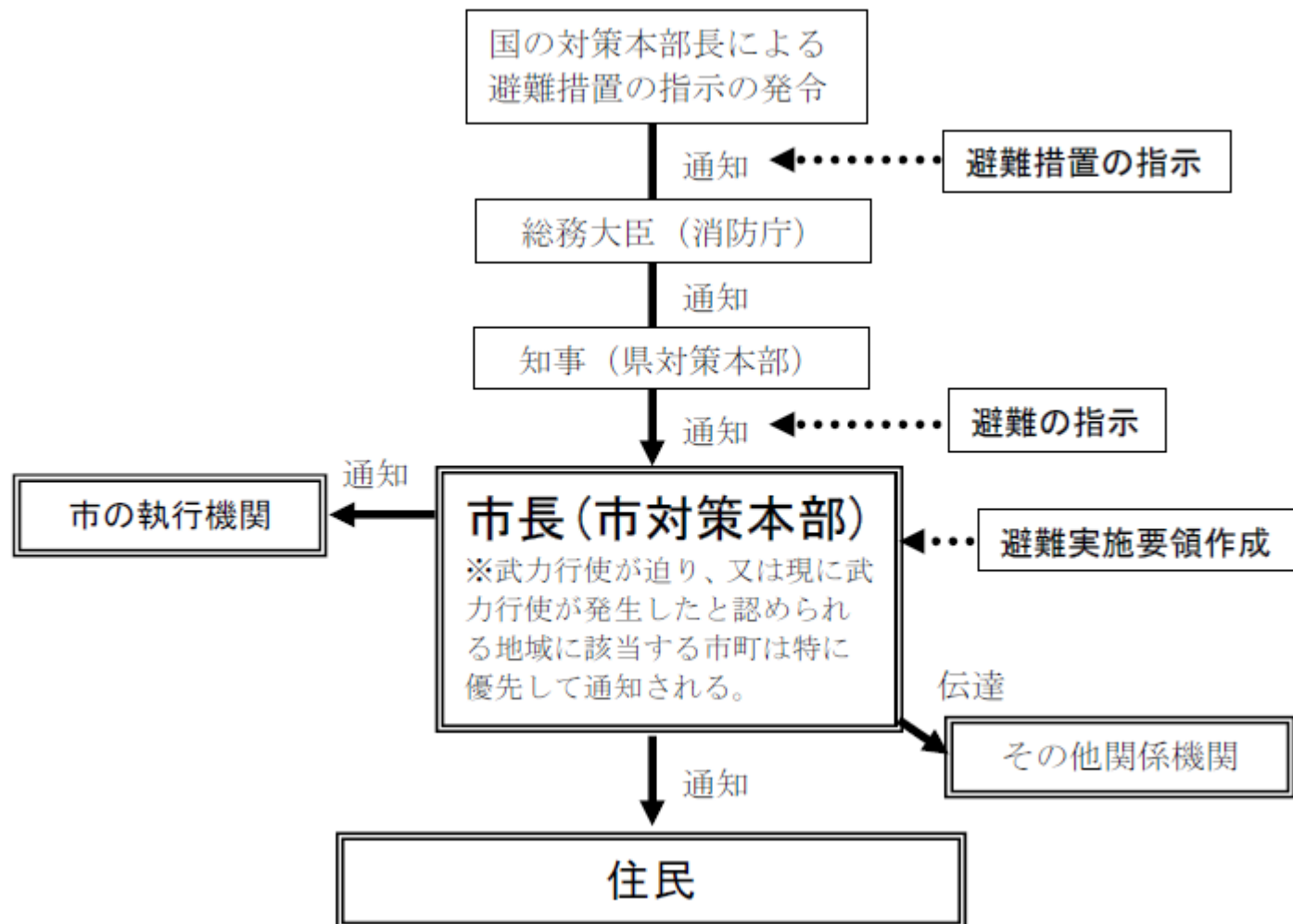
警報及び避難の指示等



➤ 避難住民の誘導等【3編81ページ】

・ 避難の指示の通知・伝達

避難の指示の流れ【3編81ページ】



警報及び避難の指示等



➤ 避難実施要領の策定【2編82ページ及び資料編（避難パターン）】

- ・各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで、**避難の経路、手段、方法等**について、**避難実施要領**を策定
- ・避難実施要領の内容は、住民、各関係機関及び報道関係者等に対して、内容を提供
- ・避難実施要領の例（避難パターンに示す） ・住民避難の誘導

➤ 武力攻撃事態【資料編（避難パターン）】

以下の事例を想定した、避難パターンを作成

ア 着上陸侵攻	イ ゲリラや特殊部隊による攻撃
ウ 弾道ミサイル攻撃	エ 航空攻撃

➤ 緊急対処事態【資料編（避難パターン）】

以下の事例を想定した、避難パターンを作成

ア 危険物質を有する施設への攻撃	イ 大規模収容施設への攻撃
ウ 大量殺傷物質による攻撃	エ 交通機関（航空機等）を破壊手段とした攻撃

➤ 救援活動【3編89ページ】

- ・ 救援活動
- ・ 救援の補助

➤ 関係機関との連携【3編89～90ページ】

- ・ 県との要請等
- ・ 他の市町との連携
- ・ 日本赤十字社等との連携
- ・ 緊急物資の運送の求め

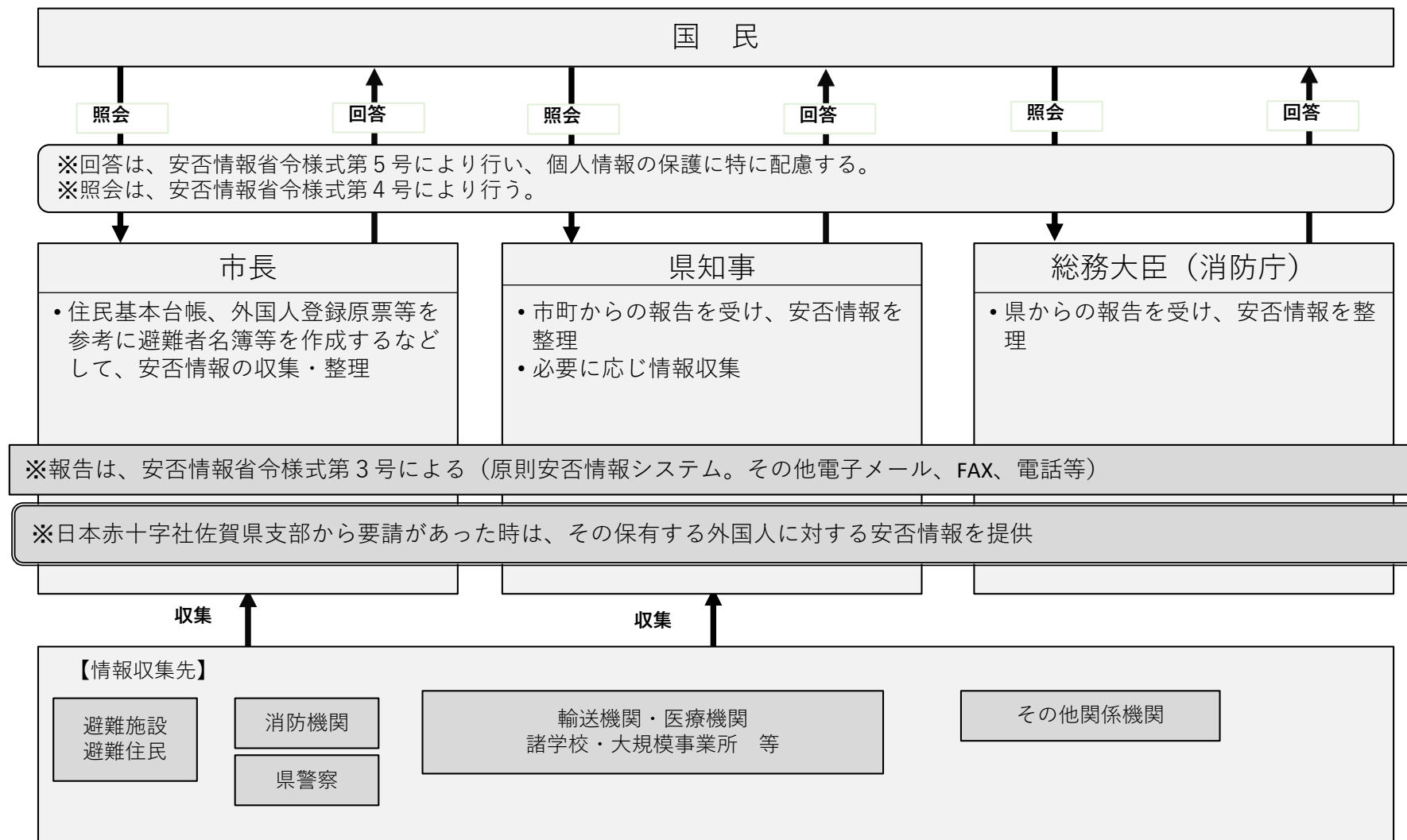
➤ 救援の内容【3編90ページ】

- ・ 救援の基準等
- ・ 県との連携

安否情報の収集・提供【3編9 1 ページ】



安否情報の収集、整理及び提供の流れ【3編9 1 ページ】



安否情報の収集・提供



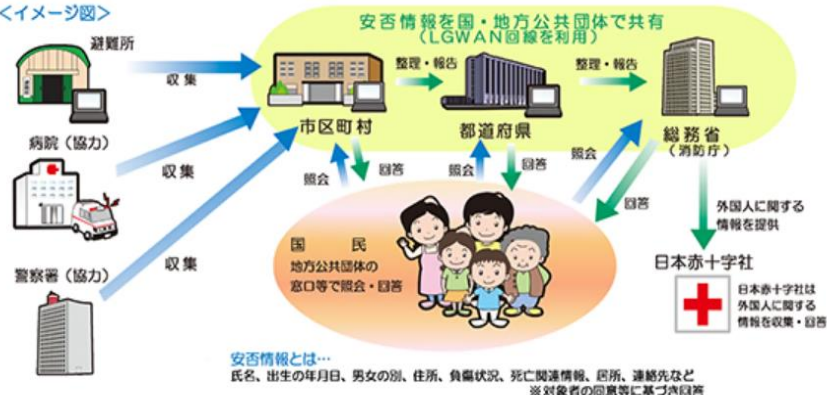
安否情報システムの概要【資料編】

安否情報システムの概要

- 国民保護法は、ジュネーヴ諸条約追加議定書Ⅰの規定（※）を踏まえ、武力攻撃事態等における**安否情報の収集・提供の事務を規定**
- 安否情報システムは、**国・地方公共団体が安否情報を共有して国民からの照会に回答**できるよう安否情報事務を効率的に行うためのシステムであり、**平成20年より運用を開始**
- また、個人情報の保護のため、**LGWANを用いた高いセキュリティを確保**
- 平成25年度の災害対策基本法改正に伴い、安否情報の回答主体が被災地を管轄する自治体となるよう、平成29年度に安否情報システムの更改を行い、**自然災害にも対応したシステムとして平成30年3月から運用を開始**

※「家族がその近親者の運命を知る権利」に基づき、行方不明であると報告された者の搜索及び情報伝達を紛争当事者に義務付け

<イメージ図>



➤ 安否情報の収集【3編92ページ】

- ・ 収集
- ・ 協力要請
- ・ 整理

➤ 県に対する報告【3編92～93ページ】

- ・ 原則、安否情報システムで報告
- ・ システムが利用できないときは、メール等による報告を行う。

➤ 安否情報の照会に対する回答

【3編93ページ】

- ・ 照会の受付
- ・ 回答
- ・ 個人の情報の保護への配慮

➤ 日本赤十字社に対する協力

【3編93ページ】

- ・ 要請があった場合は、個人の情報に配慮しつつ、情報の提供を行う。

➤ その他留意事項

【3編93～94ページ】

武力攻撃災害への対処



➤ 武力攻撃災害への対処【3編95ページ】

- ・武力攻撃災害への対処の基本的考え方（対処、措置要請、職員の安全の確保）
- ・武力攻撃災害の兆候の通報（市長、知事への通報）

➤ 応急措置等【3編96～101ページ】

- ・避難の指示
- ・警戒区域の設定
- ・応急公用負担
- ・消防に関する市が行う措置等

➤ 生活関連施設における災害への対処等【3編101～116ページ】

- ・生活関連等施設の状況の把握
- ・危険物質等に関する措置命令
- ・石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止
- ・NBC攻撃による災害への対処等
- ・武力攻撃原子力災害への対処

被災情報の収集及び報告



火災・災害時等即時要領（第3号様式）【3編118ページ】

➤ 被害情報の収集及び報告

【3編117ページ～118ページ】

- ・ 人的、物的被害状況の収集
- ・ 関係機関等と連携
- ・ **火災・災害等即報要領**に基づき
(原則として、覚知後30分以内) 消防庁へ第1報を報告
- ・ 上記、第1報を報告後も、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告

第3号様式（救急・救助事故等） 報				第	
消防庁受信者氏名		報告日時	年月日時分		
		都道府県			
		市町村 (消防本部名)			
		報告者名			
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態				
発生場所					
発生日時 (覚知日時)	月日時分 (月日時分)	覚知日時			
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢) 計	負傷者等(人)			
	不明	重症 人(人)			
	人	中等症 人(人)			
		軽傷 人(人)			
救助部隊の要否					
要救助者数(見込)			救助人員		
救急・救助活動の状況					
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 負傷者等の() 書きは、救急隊による搬送人数を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

- ## 特殊標章等【3編122ページ】



30

IV 復旧等

➤ 応急の復旧【4編125ページ】

- ・ 基本的な考え方（施設等の緊急点検等、通信機器の応急の復旧、支援要請）
- ・ 公共的施設の応急の復旧

➤ 武力攻撃災害の復旧【4編125ページ】

- ・ 国における所要の法制の整備等
- ・ 市が管理する施設及び設備の復旧

➤ 国民保護措置に要した費用の支弁等【4編126ページ】

- ・ 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求
- ・ 損失補償及び損害補償
- ・ 総合調整及び指示に係る損失の補てん

V 緊急対応事態への対応

緊急対処事態への対処



➤ 緊急対処事態への対処【5編127ページ】

- ・ 緊急対処事態（原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。）
- ・ 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

VI 資料編の整理

➤ 武力攻撃事態等への対処及び復旧等を想定した、必要とされる情報を整理して編さん

- 指定行政機関などの関係する団体機関等の連絡先
- ヘリポート一覧表
- 避難パターンに関する事項
- 防災重点農業用ため池
- 県内病院一覧
- 高規格救急自動車の配備状況、救急救命士の状況
- 防災情報の提供に関するシステム イメージ図
- 安否確認に関する事項
- 避難施設一覧
- 関係条例、ガイドライン
- 関係要綱、要領等